

### 市民の不安を解消！ アスベスト対策事業

(自民クラブ)

**問** 既に、アスベスト相談窓口  
に、市民からさまざまな相談  
が寄せられていると聞けが、相談内  
容、窓口での対応状況はどうか。

**答** アスベスト相談窓口について  
は、9月5日現在で、健康被  
害相談が3件、自宅の建材のアスベ  
ストの有無の相談が14件、その他4  
件の計21件の相談が寄せられてい  
る。対応としては、職員による現地  
での目視調査で、アスベスト含有の  
有無判定が大半を占める状況である  
が、今後も対応を強化し、懇切な対  
応により市民の不安を払拭したい。  
また、アスベスト調査や適切な工法  
によって、アスベストの不安のない  
まちづくりに臨みたい。

### 住民・福祉関連

#### 高齢者の福祉施策に ついて考えを問う

(自民クラブ)

**問1** 6月に成立した改正介護保  
険法は、施設の利用者負担  
の引き上げ以外に、予防を重視した  
ことが特徴である。しかし、このこ  
とによって、10月から介護施設の利  
用者負担が増えるため、経済的な理  
由から自宅で介護を受けようとする  
高齢者が増えることが予想される。  
ただ、現状ではまだまだ在宅介護  
の負担は重く、家族の精神的・肉体的  
な負担は相当なものがある。家族  
が心にくもりを持って高齢者の介護  
ができるよう、早急に在宅介護を支

援する環境を整備する必要があると  
考えるが、どうか。

**答** 今後、一人暮らしや認知症の  
高齢者の増加が予想されるこ  
とを考えると、在宅介護の基盤の充  
実は当然必要である。このような状  
況を踏まえ、現在、第3期の介護保  
険事業計画を策定しているが、将来  
的な人口の状態・市民ニーズの意向  
を踏まえ、計画を策定していく中で、  
基盤整備に努めたい。

**問2** 認知症の高齢者が悪質商法  
の被害者となる事件が後を  
絶たないが、高齢者の人権や財産を  
守るために、認知症の高齢者の成年  
後見制度活用に取り組み考えはない  
か。

**答** これまで、市が申し立てをす  
る場合は、4親等までの親族  
の有無や親族の意思の確認が必要で  
あり、手続きが非常に煩雑であった  
ため、制度の実施に至っていないか  
つたが、今年7月の制度改正により手  
続きが簡素化され、2親等までの親  
族の範囲での事務処理が可能となっ  
たので、今後、新たな地域支援事業  
の中で前向きに取り組みたい。

**見直す考えはないのか？  
住民基本台帳の閲覧**

(リベラル西条)

**問** 住民基本台帳の閲覧について  
は、法の定めるところによ  
り、これまで原則公開とされてきた  
ところである。この間、世論調査や  
学術調査・市場調査などに利用され  
自治体行政の基礎資料として、また

住民の経済活動の増進にも寄与して  
きたものである。  
しかし、現在では閲覧件数の7割  
がダイレクトメール関係業者で占め  
られ、法が想定していない制度を悪  
用した事件も発生しているが、現在  
の閲覧制度の問題点をどのように認  
識しているのか。

**答** また、ダイレクトメールのための  
閲覧を制限し、公用や世論調査など  
に限定して閲覧を許可するなど、条例  
で一部を非公開とする考えはないか。

**答** 住民基本台帳の閲覧について  
は、住民基本台帳法の定める  
ところにより、氏名・生年月日・性  
別・住所の情報の閲覧を請求できる  
ことになっており、正当な目的があ  
れば住民基本台帳法上の閲覧が許さ  
れている。  
ダイレクトメール対象者のリスト  
アップに、住民基本台帳閲覧制度が  
悪用されるなどの社会問題が発生し  
ているが、一方で住民の動向や意  
向の世論調査の対象者リストの作成  
に、この制度が利用されている。  
当市では、これまでこの制度に沿  
った対応をしており、特別な問題は  
発生していないものの、閲覧申請時  
に目的や範囲・対象者・閲覧者の身  
分確認・目的外用途に使用しない旨  
の誓約書の提出要求など、厳しいチ  
ェックを行い、不正請求者の排除を  
するとともに、閲覧中にも不正がな  
いよう監視体制の強化を図り、閲覧  
後には閲覧した名簿の提出を求める  
など、適正な運用に努めている。  
また、近年ではダイレクトメール  
等、一部閲覧制限を実施する市町村  
もあり、総務省においても閲覧制度

等のあり方に関する検討会を設け、  
公益的なものや学術的なものを除き、  
原則非公開の方向での検討がなされ  
ているところである。

今後、総務省の検討会の経過や県  
内他市の状況を見極めながら、検討  
して参りたい。

#### 電子自治体の取り組みを問う！

(リベラル西条)

**問1** 住民基本台帳カードの普及  
が低迷しているが、今後  
住民基本台帳ネットワークシステム  
をどのように推進するの。

**答** 住民基本台帳ネットワークシ  
ステムは、氏名・生年月日・  
性別・住所の4情報と住民票カード  
により、全国共通の本人確認を可能  
とするシステムで、電子政府・電子  
自治体の基盤となるものである。  
住民基本台帳カードの普及率が低い要因は、  
カードの必要性が薄いことにあると  
考えられるため、カードの多目的利  
用の推進について、愛媛県電子自治  
体推進協議会での検討の動向を見守  
るとともに、制度の充実改正時に市  
広報紙等を通じて、普及に努めたい。

**問2** 総合行政ネットワークシ  
ステムの進捗状況と今後の動  
向について問う。

**答** 総合行政ネットワークシステ  
ムには、平成16年3月から参  
加している。このシステムの目的は、  
地方公共団体相互のコミュニケーション  
の円滑化・情報の共有による高  
度利用を図り、さらに国の各府省と  
の情報交換をするものである。この

ネットワークの活用により、国や県  
からの情報提供を受けており、国へ  
の調査報告にも利用している。  
国ではこのシステム利用によって、  
行政の効率化や迅速化に寄与するも  
のとして、積極的な活用を推進して  
いるところであり、市でも電子文書  
の交換業務の導入など、システム利  
用の周知を図り、さらなる行政事務  
の効率化に努めたい。

**問3** 愛媛情報スーパーハイウェイ  
イにおける具体的な電子サ  
ービスの内容及び今後のスケジュー  
ルについて問う。

**答** 愛媛情報スーパーハイウェイ  
は、平成13年4月に県民生活  
の利便性の向上や地域間の情報格差  
の是正・県内産業の活性化など住民  
サービスの向上を図るために、県内  
各圏域を結ぶ高速・大容量の高度情  
報通信基盤として整備したものであ  
る。  
このシステムの活用を促進する  
ため、県電子自治体推進協議会では  
今年度、電子申請受付システムの構  
築に取り組んでいる。システムの対  
象は、住民票の写し等・納税証明書・  
印鑑登録証明書などの交付申請や、  
上下水道使用届・総合健診申込書・  
口座振替依頼書・保育所入所申込  
書・幼稚園入園申込書など21種類で  
あり、来年度末までに体制等の基礎  
づくりを行い、電子申請の運用開始  
を目指している。  
このシステムによる、行政・保健  
医療・教育・産業等の各分野にわた  
る高度情報化に、当市としても貢献  
してまいりたい。